

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>目次</p> <p>「第一章～第五章 略」</p> <p>第六章 雑則（第三百四十七条―第三百五十一条）</p> <p>附則</p> <p>（英語による提出書類の作成等に関する特例）</p> <p>第三百五十条 次の各号に掲げる書類のうち、その内容その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるものは、当該各号に定める様式に準じて英語で作成することができる。</p> <p>一 第五条の登録申請書 別紙様式第一号</p> <p>二 第二十条第一項の書面 別紙様式第一号</p> <p>三 第二十二条第一項の変更登録申請書 別紙様式第一号</p> <p>四 第二十五条第一項の供託届出書 別紙様式第二号</p> <p>五 第二十七条第一項の保証契約締結届出書 別紙様式第三号</p> <p>六 第二十七条第二項の保証契約変更承認申請書 別紙様式第四号</p> | <p>目次</p> <p>「第一章～第五章 同上」</p> <p>第六章 雑則（第三百四十七条―第三百五十条）</p> <p>附則</p> <p>「条を加える。」</p> |

-
- 七 第二十七条第二項の保証契約解除承認申請書 別紙様式第五号
 - 八 第二十七条第四項の保証契約変更届出書 別紙様式第六号
 - 九 第二十七条第四項の保証契約解除届出書 別紙様式第七号
 - 十 第三十六条（第三十九条において準用する場合を含む。次項第八号において同じ。）の対象議決権保有届出書 別紙様式第八号
 - 十一 第三十八条の二の届出書 別紙様式第八号の二
 - 十二 第三十八条の五の届出書 別紙様式第八号の三
 - 十三 第八十二条第一項の事業報告書 別紙様式第十二号
 - 十四 第八十三条第一項の説明書類 別紙様式第十五号の二
 - 十五 第二百四十四条第一項の届出書 別紙様式第二十一号
 - 十六 第二百四十四条の二の書面 別紙様式第二十一号
- 2 次に掲げる書類のうち、その内容その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるものは、英語で記載することができる。
- 一 第五条の登録申請書に添付すべき書類
 - 二 第二十条第一項の届出書及び同項各号に定める書類
 - 三 第二十一条の届出書及び書類
 - 四 第二十二条第二項の書面及び同項各号に掲げる書類
 - 五 第二十五条第二項の届出書
 - 六 第二十七条第一項の保証契約締結届出書並びに同条第四項の保証契約変更届出書及び保証契約解除届出書に添付すべき書類
 - 七 第三十一条各項の届出書
 - 八 第三十六条の対象議決権保有届出書に添付すべき書類
 - 九 第六十九条の届出書及び同条各号に定める書類
-

-
- 十 第七十条第一項の承認申請書及び同条第二項の書類
 - 十一 第二百二十条の申請書及びその添付書類
 - 十二 第九十条第一項の承認申請書、同条第二項各号に掲げる書類及び同条第四項の書類
 - 十三 第九十一条第一項の承認申請書、同条第二項各号に掲げる書類及び同条第四項の書類
 - 十四 第二百一条の届出書及び第二百二条各号に定める書類
 - 十五 第二百四条第一項の届出書及び同条第二項各号に定める書類
 - 十六 第二百五条第三項の届出書及び同条第四項の書類
 - 十七 第二百四十四条第三項各号に掲げる書類
 - 十八 第二百四十四条の二の届出書
 - 十九 第二百四十五条の届出書
 - 二十 第二百四十六条の届出書
 - 3 第一項（第十五号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第二条、第二百三十九条の二第八項及び第九項、第二百四十六条の三第二項、第二百四十六条の四第五項、第二百四十六条の五第二項並びに第二百四十六条の六第五項の規定の適用については、これらの規定中「特例業務届出者」とあるのは、「特例業務届出者及び第三百五十条第一項（第十五号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける者」とする。
 - 4 第一項又は第二項の規定の適用がある書類については、第二条の規定は、適用しない。
 - 5 第一項及び第二項の規定は、第一種金融商品取引業又は登録金融
-

| | |
|--|---|
| <p>機関業務を行い、又は行おうとする者に関しては、適用しない。</p> <p>6 第一項から第三項までの場合において、金融庁長官等は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、これらの規定の適用を受ける者に対し、当該規定の適用がある書類の全部又は一部について、その概要の訳文を付すことを求めることができる。</p> <p>(標準処理期間) <u>第三百五十一条</u> 「略」</p> | <p>(標準処理期間) <u>第三百五十条</u> 「同上」</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |